

外食メニュー等の不正表示事案及び 冷凍食品への農薬混入事案 への対応について

平成26年1月

農林水産省

目次

ページ

1. 外食メニュー等の不正表示事案への対応について	1
2. 冷凍食品への農薬混入事案への対応について	4
3-1. 食品安全・表示に関する各省庁の連携体制	5
3-2. 農林水産省における食品の安全確保の取組	6

1. 外食メニューの不正表示事案への対応について

- 昨年10月以降、ホテルやレストラン等で不適正なメニュー表示等が相次いで明らかになったことを受け、政府一丸となって食品表示の適正化に向けた対応を進めており、農林水産省では、外食産業団体等に対する要請、食品表示Gメン等を活用した表示制度の普及・啓発などを実施。
- 12月9日に「食品表示等問題関係府省庁等会議」においてとりまとめられた対策の方向性に沿って、現在、消費者庁を中心に、景品表示法の改正を含めた行政の監視指導体制の強化等について検討中。

食品表示等問題関係府省庁等会議の開催

第1回(11月11日)

各府省庁等が、所管業界に対し、表示の適正化の要請等を実施するとの方針を決定

第2回(12月9日)

各業界等における表示適正化に向けた取組状況等の報告が行われ、今後の対策の概要(「食品表示等の適正化について」)を決定

○「食品表示等の適正化について」の概要

1. 個別事案に対する厳正な措置
2. 関係業界における表示適正化とルール遵守の徹底
(消費者庁によるガイドラインの作成等)
3. 景品表示法の改正等
(事業者の表示管理体制の強化、行政の監視指導体制の強化等)

農林水産省の取組

11月12日 食品の表示適正化に向けた取組方針を発表

○外食関係団体等を招集し、問題のある食品表示について是正・適正化をただちに行うこと等を要請。

○当省独自の取組

1. 食品表示110番における対応
食品表示110番で、外食のメニュー表示等についての相談・問合せに対応
2. 食品表示Gメン等による普及・啓発
食品表示Gメン等が、景品表示法のリーフレットを配布
3. (独)農林水産消費安全技術センターによる分析
違反が多く、科学的分析が可能な商品(エビ等)について、新たにDNA分析を実施

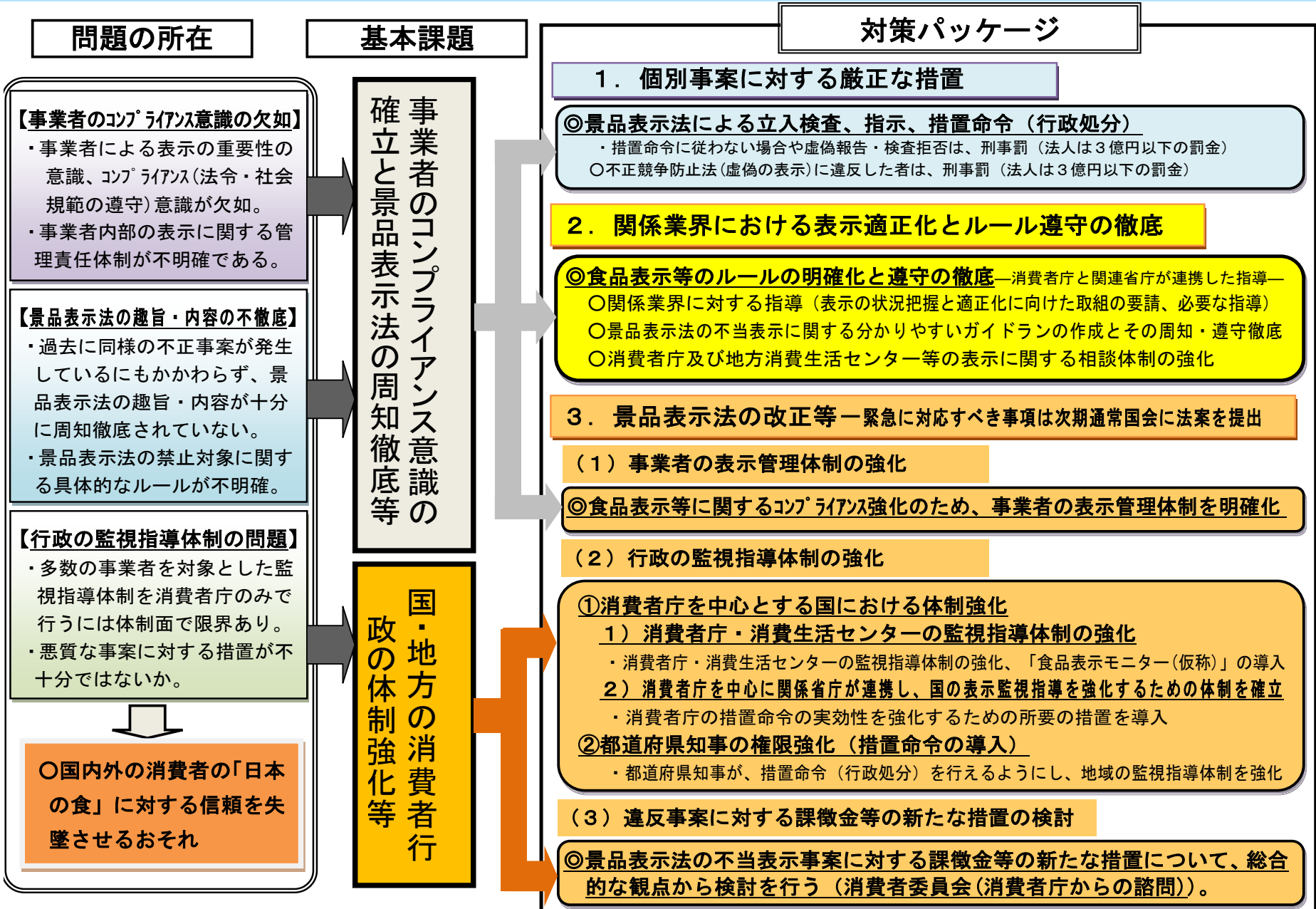
1月23日 食品事業者を対象に、類似事件の再発防止に向けた情報共有会を実施

1月24日 食品表示Gメン等を、消費者庁職員として、2月下旬を目途に併任発令し、ホテルやレストラン等への巡回調査を行うことを発表

【参考:食品表示の偽装・誤表示の具体例

「バナメイエビ」を「芝エビ」と表示、牛脂注入加工肉を焼いた料理を「ステーキ」と表示、一般的な「ねぎ」を「九条ねぎ」と表示 等

(参考)「食品表示等の適正化について」の概要



「日本の食」に対する国内外の消費者の信頼を回復

(参考) 外食等関係団体等の取組状況

- 外食等関係団体では、農林水産省からの違反事例等の周知、表示適正化の取組状況の把握、表示適正化の要請を踏まえ、会員事業者に対する周知等表示適正化の取組を実施。
- 農林水産省と連携し、景品表示法を含めた表示に関する勉強会に参加するほか、関係団体が連携し、会員事業者等を交えた情報交換会を開催。

事業者への周知等

- 1 周知を行った団体数・事業者数
23団体、9,018事業者
- 2 従来から表示適正化に向けた取組を行っていた団体数・事業者数
18団体、7,550事業者
- 3 今般の問題に応じ取組・取組予定の団体数・事業者数
23団体、9,018事業者
- 4 食品表示の偽装・誤表示が見られた団体数・事業者数
10団体、85事業者※

※ ①会員として複数の団体に属している場合の他、②外食等チェーンがテナントとして百貨店等の商業施設に入っている場合等があり、必ずしも実際の団体数、事業者数とは一致しない。

情報交換会の開催

- 11月25日
農林水産省が開催した、外食・小売等関係団体を対象とした勉強会に関係団体が参加し、景品表示法を含めた表示に関する情報収集。(19団体参加)
- 1月16日
消費者庁からガイドライン案が示され、パブリックコメントの募集が実施されたこと等を踏まえ、外食関係団体が会員事業者等との情報交換会を実施。

2. 冷凍食品への農薬混入事案への対応について

- (株)アクリフーズが製造した冷凍食品から農薬(マラチオン)が検出され、同社は製品を自主回収。
- 現在は、企業や群馬県警など関係機関による原因究明が行われているところ。
- 農林水産省は、原因究明や自主回収の促進等を指導するとともに、関係省庁と連携し、適切に対応していくこととしている。

事案の経緯

平成25年

- 11月13日 (株)アクリフーズへ製品の異臭について初めての相談
- 12月29日 (株)アクリフーズが製品の自主回収を公表
- 12月30日 群馬県保健所が食品衛生法に基づき群馬工場を立入検査
(通常の製造工程上で汚染された可能性は低く、また、原材料に由来するものとは考えられなかった。)

平成26年

- 1月4,5日 群馬県警が群馬工場を実況見分
- 1月10日 (株)アクリフーズが群馬県警に被害届を提出
- 1月30日 (株)マルハニチロホールディングスが(株)アクリフーズ等の吸収合併契約承認に向け臨時株主総会を開催予定

回収等の状況

- 1 異臭苦情品の状況(株)アクリフーズ1月8日公表)
 - 17都府県25商品 うち9商品から2~15,000 ppmのマラチオンを検出
- 2 商品の回収状況(株)アクリフーズ1月23日公表)
 - 回収対象商品 約640万パック
 - 回収済みパック数 約550万パック (回収率85.9%、21日現在)
- 3 健康被害が疑われる事例(厚生労働省1月23日公表)
 - 有症事例の相談件数 2,347 ○有症者数 2,838

農林水産省等の対応

平成25年

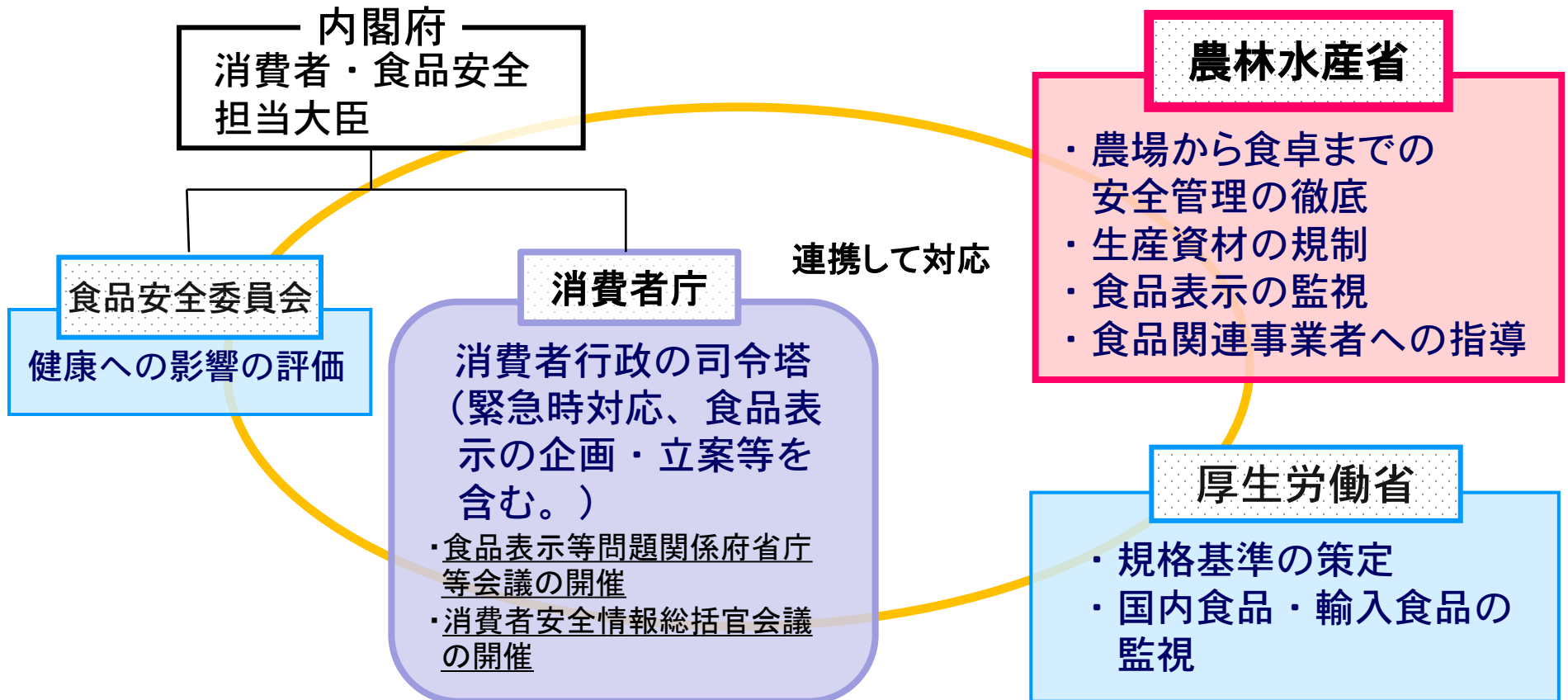
- 12月31日 農林水産省がメールマガジンにより情報提供
(消費者等に対して、対象食品を食べずに返品するよう周知)

平成26年

- 1月6日 農林水産省が(株)アクリフーズの親会社である(株)マルハニチロホールディングスに対し、早期の原因究明と、原因究明の上での再発防止策の検討を指導
冷凍食品協会が会員企業に対し、原料から製造、保管・流通までの安全管理状況の再確認の徹底を要請
- 1月14日 消費者庁が「消費者安全情報総括官会議」を開催
(関係府省の情報の共有及び今後の取組を確認)
- 1月16日 消費者庁からの通知を受け、農林水産省が流通団体へ対象食品の早期回収への協力を依頼する通知を发出

3-1. 食品安全・表示に関する各省庁の連携体制

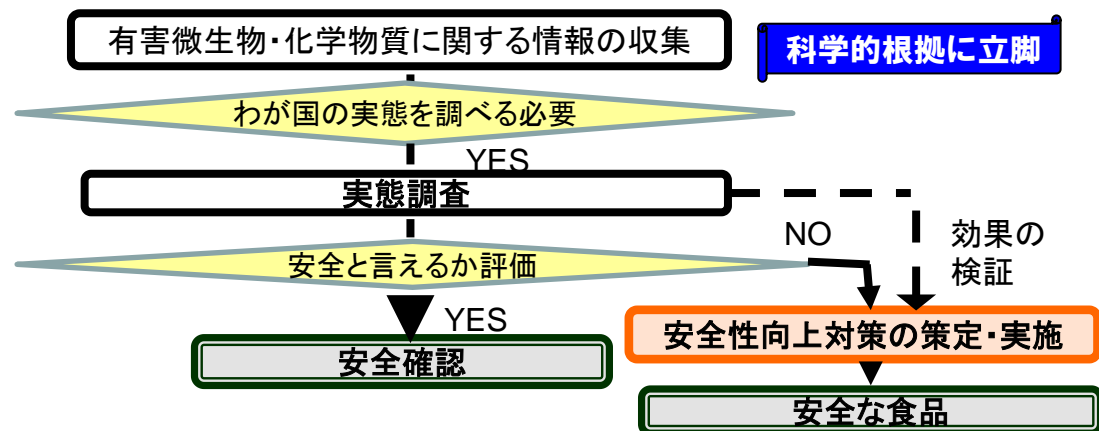
- 食品の安全確保については、食品安全委員会が有害物質等による健康への影響を評価。厚生労働省が食品衛生法に基づく基準の策定等を実施。農林水産省が生産資材の規制や生産・製造過程における管理・指導による安全性向上の取組を実施。
- 食品表示については、消費者庁が企画・立案を行い、農林水産省等が監視・指導を実施。
- 緊急時には、消費者庁を司令塔として、各省庁が連携して対応。



3-2. 農林水産省における食品の安全確保の取組

- 食品安全に係る緊急時対応とともに、国民の健康被害の未然防止のため、科学的知見に基づいて、
 - ・有害化学物質や有害微生物の実態調査とその結果に基づいた対策の実施
 - ・安全な生産資材（農薬、肥料、飼料等）の供給
 に取り組んでいる。

○実態調査とその結果に基づいた対策の実施



安全性向上のための指針等の例

- 【米穀】 コメ中カドミウム低減の実施指針（平成23年8月）
- 【野菜】 野菜の衛生管理指針（平成23年6月）
[腸管出血性大腸菌、サルモネラ等の食中毒菌]
- 【畜産物】 畜産物の生産衛生管理ハンドブック
（平成23年8月/平成24年6月）
[腸管出血性大腸菌、サルモネラ等の食中毒菌]
- 【加工食品】 食品中のアクリルアミド低減の指針
（平成25年11月）

○安全な生産資材の供給

